

## 人事院総裁談話

平成28年8月8日

1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与の改定を勧告しました。

2 本年は、民間における賃金の引上げを凶る動きを反映して、本年4月分の月例給について、民間給与が国家公務員給与を平均708円（0.17%）上回る結果となりました。そのため、俸給表の水準を引き上げるとともに、本府省業務調整手当の手当額を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、年間4.30月分に引き上げることとしました。

昨年、一昨年に引き続いての給与の引上げは、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながると思います。

3 扶養手当の在り方について、本院は、学識経験者による「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催し、意見を聴取することなどを通じ、検討を進めてきました。配偶者に係る扶養手当については、手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額すること等としました。一方で、子に係る扶養手当については、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることを考慮して、手当額の引上げを行うこととしました。

地域間の給与配分や世代間の給与配分等を見直すことを内容とする給与制度の総合的見直しについては、前述のとおり、本年4月から本府省業務調整手当の手当額の引上げを行うとともに、平成29年度においても同手当の手当額の引上げを行うこととしました。

政府において設置を予定している「部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する業務を行う職」の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表に4級を新設することとしました。

4 本年は、国家公務員の育児休業等についての意見の申出及び勤務時間、休暇等についての勧告を行いました。仕事と育児や介護との両立を支援していくことが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを踏まえ、その改正内容に即して、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護時間を新設すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等の改正を行うこととしました。

5 本年5月に国会及び内閣に提出した「平成27年度年次報告書」で報告したとおり、公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じています。このような状況において、10年後、20年後の公務の在り方を見据えて能率的で活力ある公務組織を維持していかなければなりません。本院は、重要な課題となっている働き方改革を始めとする人事行政上の諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めてまいります。

6 人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与や勤務時間を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

国会及び内閣におかれては、人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請いたします。

国民各位におかれては、行政各部において多くの公務員がそれぞれの職務を通じ国民生活を支えていることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。